

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年11月7日認可した。

平成28年11月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）片山地区
満濃町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）松木地区